

議 第 164 号

令和 3 年 5 月 20 日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大 西 一 史

記

条 例 第 58 号

令和 3 年 3 月 31 日

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 62 条の 5 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 10 条の 5 第 2 項中「令和元年度分及び令和 2 年度分」を「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」に改める。

附則第 11 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「次の」を「、次の」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の3中「平成30年法律第3号」を「令和3年法律第7号」に、「附則第22条第1項」を「附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条の2第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の3の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第19条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第19条の2中「附則第22条第1項」を「附則第14条第1項」に、「平成

30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第20条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第20条の4の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「第20条の3」を「前条」に改める。

附則第21条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税の環境性能割に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提出理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）の施行に伴い、熊本市
税条例（昭和２５年告示第８９号）について地方自治法第１７９条第１項の規定に
より一部改正を行ったので、同条第３項の規定により市議会に報告し、その承認を
求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。